

## 第24期 第2回埼玉県社会福祉審議会 議事録

### ◆日 時

平成29年11月20日（月）14時00分～16時00分

### ◆場 所

埼玉会館2階ラウンジ

### ◆出席者

（委員）

大久保委員長、菊池副委員長、中屋敷委員、前原委員、山根委員、石川委員、奥富委員、遠井委員、長岡委員、栗原委員、黒崎委員、小西委員、松本委員

（県）

田島部長、知久副部長、牧地域包括ケア局長、小池少子化対策局長、真砂福祉政策課長、加藤社会福祉課長、金子地域包括ケア課長、谷澤高齢者福祉課長、根岸障害者福祉推進課長、和泉障害者支援課長、関口福祉監査課長、高島少子政策課長、西村こども安全課長

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 出席者紹介

### 4 会議の公開について

原則公開、傍聴人1人

### 5 議事録署名委員の氏名

奥富委員、栗原委員を指名

## 6 議題

### 平成29年度策定予定の福祉関係の各計画について

#### 【資料1～4に基づき事務局説明】

(大久保委員長)

御説明ありがとうございました。

一括で御説明いただきまして、それぞれ同じ構成で計画の趣旨、性格、期間、それから現状と課題があり、主な施策、施策の体系と主な施策という、全て同じ構成での説明で、大変分かりやすく、ありがとうございました。

それでは、ここから、それぞれの委員の皆さまから御意見をいただく時間ですが、約1時間弱ぐらいの時間を、それに当てさせていただきたいと思います。今は一括での御説明でございましたけれども、それぞれ御質問を含めまして、一つずつで進めていきたいと思っております。だいたい1件、一つの計画で15分から20分以内ぐらいで収めていきたいと思いますので、御協力いただければと思います。

それぞれ骨子案ということで、計画の性格にもよりますでしょうから、必ずしもその時間どおりとはいかないと思いますので、その辺りは、どうぞいろいろ御意見いただきながら進めさせていただきます。

では早速ですけれども、一番最初、地域福祉支援計画骨子案につきまして、どうぞ、御意見、御質問等、いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

はい、中屋敷委員。

(中屋敷委員)

事前に配布をいただいた資料と今日の資料、若干違うところがあるという御説明をいただいたんですが、それは具体的にどこなのかを、まず教えていただきたいと思っております。

(大久保委員長)

お願いいたします。

(事務局)

事務局から御説明申し上げます。

資料2、資料3、資料4の書きぶりを合わせたりしております。内容的なところについては、変更はございません。

(大久保委員長)

特に内容的な変更ではないという御説明でよろしゅうございますか。

ありがとうございます。ほかに何か。はい、よろしく申し上げます。

(中屋敷委員)

もちろん、非常によくできているなというふうに、まずは拝見させていただくわけなんですけども、そうした中で、例えば11ページの4の(6)住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくりということで、例えば住宅セーフティネットの制度が変わったということですよ。制度として新しく変わってきているところを、この30年度からの計画としては、どういうふうに受け取っていらっしゃるかというところを、お聞かせいただきたいと思うんですけど。

(大久保委員長)

ありがとうございます。

11ページ、4の(6)というところにつきましての補足をお願いいたします。

(福祉政策課長)

はい、それではお答え申し上げます。

今委員から御質問のあった住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保する取組については、現行計画には位置付けられていません。新たな施策として、今回の新たな計画の中に位置付けたところでございます。

住宅確保配慮者とは、高齢者、障害者、子どもを養育している方、あるいは低所得者など、特定の分野だけではなくて、網羅したかたちでのセーフティネットを今回新たに支援をしていくため載せさせていただいております。

今日は、福祉部の担当課が事務局でありますけれども、主管課としては、都市整備部が中心になるかもしれませんが、協力をして進めていきたい、そういう考えで載せております。以上でございます。

(中屋敷委員)

そうしますと、例えば高齢者支援計画ですとか、障害者支援計画だとか、そういった骨子案の中にも、これは意識として、入っているというふうに受け取らせていただいてよろしいでしょうか。

(福祉政策課長)

はい、まさしくおっしゃるとおりでございます。ここの部分については、今日御説明している3計画共通事項ということで念頭に置いてございます。資料2の1ページ、IIの計画の性格の丸の四つ目がございます。

ここに高齢者・障害者・児童・生活困窮者の各分野における共通的

な事項を横断的に記載した計画という意識で作っておりますので、3計画に関連する施策については、地域福祉計画及びそれぞれの計画にも位置付けております。以上でございます。

(大久保委員長)

よろしいですか。

一応、3計画に共通の部分の項目として、ここに設定されているという理解だということでございます。

分けてしまうと、今のような御質問に対応がしづらいところが出てきますので、全体として、共通部分を含めての御意見をいただいて一向に構いません。失礼しました。いかがでしょうか。

(中屋敷委員)

もう一度お願いします。

(大久保委員長)

中屋敷委員、どうぞ。

(中屋敷委員)

今の11ページなんですけど、計画の進捗管理というところで、「定期的な進捗状況の管理や新たな課題に対する検討」というのがございますけれども、定期的な進捗状況の管理、現状でどのように進んでいこうとお考えなのかをお聞かせいただきたいと思えます。

(大久保委員長)

お願いします。

(福祉政策課長)

お答え申し上げます。

計画の進捗管理の中に、「埼玉県地域福祉推進委員会による定期的な進捗管理」と書かさせていただいております。現行の計画においても、埼玉県地域福祉推進委員会の中で、数値目標などは報告しています。今回、御説明させていただいておりますけれども、何らかの数値目標等を掲げたいと思っております。

進捗状況は、委員会で例年、上期・下期に御説明をして進捗管理を行っていただいておりますので、委員会を通じて今後も進捗管理をしていきたいと思えます。

市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援についても、現在3団体が未策定ですので、もし策定できない事情があるのであれば、県として支援する方策がないのか、そこも丁寧に対応してまいりたいと考

えております。以上です。

(中屋敷委員)

当然そういうふうに進めていただけているんですけども、定期的にというところが、私は重要なのかなと受け取ったんですね。国のほうの制度も変わっていくことがありますし、そうしたものに随時対応していくためには、定期的にというのが非常に重要だと思うんですよ。

その定期制みたいなものをお示しいただけるものは、何かないのかなと思ってお尋ねをしたわけなんです。

(大久保委員長)

いかがでしょうか。定期的にというところの、もう少し具体案という。

(福祉政策課長)

お答えいたします。

推進委員会を年2回定期的に開催をしておりますので、そこで、取組状況は報告しています。

(大久保委員長)

なかなか厳しいところですが、一応第4期のところの76ページ、こここのところに関わる問題だと思うんですけど、数値目標が提示されるという前提で、その数値目標を、地域福祉推進委員会を全市町村に置いて、実施できる体制にもって行って、各市町村も数値が上がるように、それを一つの目標とする。定期的なチェックを行うという理解でよろしいでしょうか。

(福祉政策課長)

委員長のお話のとおり、新たな計画についても、実施していこうと考えておりますので、数値目標の確認、それと定期的な委員会の場での議論ということが主になるかと思えます。

(大久保委員長)

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

(松本委員)

ちょっと遅れて失礼しました。和光市長の松本です。

県の体系についてあまり詳しくないので、的外れなことを申し上げ

るかもしれないですけど、ぱっと見た感じだと、いわゆる教福連携の視点からの施策の書き込みというのが、どの辺にあるのかということと、例えば、子どもの貧困対策とか、学校との連携とか、その辺についての考え方を伺いたいんですけど。

(大久保委員長)  
教福連携の視点からの。

(福祉政策課長)  
地域福祉支援計画につきましては、平成30年4月に社会福祉法の一部改正が施行されまして、県が市町村を支援すべき項目が法定化されてございます。今委員がおっしゃった教福連携ということであるならば、福祉教育・学習という施策で、担い手づくりのところになります。10ページ、資料の2の担い手づくりというところの(1)、広く地域福祉の課題を学ぶ、考える機会の充実を位置付けております。  
しかし、県の計画は支援計画でございまして、基本は市町村が主体です。特に和光市は進んでいらっしゃるというふうに認識しておりますが、市や地域の取組を支援していくという視点で記載しております。

(大久保委員長)  
松本委員さん、よろしいですか。

(松本委員)  
教育のところは確かにあるなと思うんですけど、例えば、いろんな相談支援などをやっていく中でも、市は当然、市の教育委員会で小学校、中学校を持っていて、その中で連携というのは、われわれの中で図っていくんですけど、例えば高校生になると、途端に手が離れるんです。  
ですから、例えば、いわゆる生活困窮者対策で県立高校を受からせるところまでは、われわれは頑張るんですよ。その先も個別的にフォローはしていくんですけど、実際には、その先を完璧にフォローしていこうというふうになると、その辺の視点というのが、ちょっと。県立高校に何とか進んで、そこでまた卒業までこぎ着けて、次に行くというようなところを、市町村だけでは、ちょっとやりきれないところの中で、そういう視点があると、要するに未成年のところの支援が連結して、完結していくのかなと思いましたので。これは感想です。

(社会福祉課長)  
社会福祉課長から話をさせていただきます。

困窮者対策に限っていえば、今も子どもさんの学習支援につきましては、中学生を卒業して高校に入った後も、高校生支援というのもやっております。ただ、これは全国的に見ても、なかなか実績が上がってないという状況の中で、かなり本県は頑張っているほうでございますけれども、そうは申しまして、地元を離れてしまうと、なかなか接触する機会が少なくなってしまうということ、これは間違いのない事実でございますので、より支援がやりやすいように、例えば私どもが来年考えておりますのは、高校へ行った、その高校の先で支援ができるような仕組みみたいなもの、極力、中学生のときに支援の手を差し伸べた方については、引き続き高校に入っても支援ができるようにするということです。

それから、やはり高校があるところの近くでないと、なかなか支援ができないと。当然のことでございますので、新たに、その高校になってからの支援ができるような仕組みを、今後こういった計画に基づきまして、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(大久保委員長)

ありがとうございます。

高等学校に支援が、子どもに付いていくというような視点でも支援を考えている取組としたいとの御回答だと思えます。松本委員さん、よろしいですか。

(松本委員)

はい。

(大久保委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。大変重要なところの御指摘かと思えますが。

かなり横断的な地域福祉の支援となりますと、もう高齢が全てというか、これに基づいて、ほかの分野が分かれていくようなところがありますので、また、もし後ほど、こちらに関わるようなところがあれば御発言をと思えます。失礼しました、どうぞ。

(菊池委員)

それでは、今、市町村への支援というようなことが若干出ておりましたので、市町村計画の策定に関することでお尋ねしたいと思えます。

この市町村計画は全国的にも大変策定率が低くて、策定率を高めるということは、いろいろ尽力されてきているところで、埼玉県の場合では大変高く、あと三つの自治体を残すのみということで、この残り

についての見通しというのは、いかがなのかということをお尋ねしたい。

それから、生活困窮者自立支援法に基づく施策を、市町村計画の中にも盛り込んでいくということがいわれている中で、なかなかそれが進んでいかない。その辺りのバックアップというのは、どんなふうに行われていっているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

(大久保委員長)

ありがとうございました。今2点、お願いします。

(福祉政策課長)

では、まず1点目でございます。

現行未策定市町村は春日部市、蕨市、宮代町の2市1町でございます。

春日部市につきましては、今年度、市の総合振興計画の策定がございまして、その振興計画が出来上がった後、翌年度の平成30年度中に策定する予定と聞いております。宮代町は現在策定の準備を進めておりまして、計画開始年度は平成30年度と伺っております。蕨市については、策定期間は未定と伺っています。

次に2点目のバックアップについては、県としては各市町村向けに研修会を実施しています。例えば今回の社会福祉法の一部改正により、市町村の計画の中に、記載する項目が定められています。

現行の計画との整合性など、お問い合わせがあればお答えをしたいと思いますし、今年度も研修や市町村の地域福祉担当の職員を集めて意見交換会も開催しておりますので、その中で情報提供などを行います。そうしたことでフォローアップをしたいと思いますと考えております。以上2点についてでございます。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

なかなか市町村によって状況も違いますでしょうし、徹底していくのが難しい部分ですが、研修等を通じて、きちんと伝えていくという、そういう計画であるということでございます。

それでは、先ほど言い掛けましたが、全体的に横断的なもので、また地域のほうに戻るべき内容があれば、御遠慮なく御質問いただくとしまして、高齢者支援計画の骨子案、こちらにつきまして重点的に御質問、御意見等いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしいですか、最もたぶん課題の多い、あるいは大きい分野だと思っております。埼玉県は特に急速な後期高齢者の増加ということが見込まれていると、言われ続けているところですので、大事なところかと思

うんですけれども。

(菊池委員)

私の関心は、やはり地方分権化の中で、特に市町村が保険者となっている中で、いろいろご苦労されている、そういう中で、都道府県レベルでどんなバックアップをしていただけるのかという辺りに、大変関心を持っております。今回、保険者機能の強化ということが、だいぶ盛り込まれておりました、その辺りのことをもう少しお聞かせいただけたら、ありがたいと思っております。

それから、また、これから保険者へのインセンティブということで、保険者の成果について評価があって、それに対してインセンティブを設けていくというような方向性が見えてくると思いますので、その辺りのバックアップなども教えていただけたら、ありがたいと思います。

(大久保委員長)

それでは、ただいまの2点につきましては、どちらから。

(地域包括ケア課長)

地域包括ケア課長の金子と申します。お答えをさせていただきます。

二つ御質問をいただきましたが、関連がございますので、一括で御説明させていただきます。資料の10ページを御覧いただきますと、5番の介護保険の円滑な制度運営ということがございます。本来、第7期の高齢者の介護保険事業計画、高齢者支援計画では、国のほうで、保険者における自立支援、介護予防、重度化防止、給付の適正化に関して、先ほどお話しがありましたインセンティブのための評価の指標というものを、今のところ、まだはっきりは出ておりませんが、検討段階で約80項目ほど出てございます。

これについては、例えば地域ケア会議が開催されているか、介護予防については、こういった事業が行われているかなどが指標になってございます。私どもといたしましては、国が今いま示している約80項目の指標、これをきちんと市町村で実施されているか、今後、市町村と十分なヒアリングも行いながら、遅れている場合には少しアドバイスも行って進めていきたいと考えております。

これを進めることによって、当然インセンティブがもらえるということになりますので、まだはっきりしたところが出てきておりませんが、国の方針を踏まえて市町村の支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

保険者の機能強化というのは、非常に気になる言葉ではありますが、ほかに何かございますでしょうか。はい、長岡委員さん。

(長岡委員)

要援護高齢者等支援ネットワークという文言が出てくるんですけども、先ほども、計画の中にも単独世帯がかなりの速度で増えている実情もあって、障害のある方もやっぱり単独世帯が増えているんですけども、こちらのネットワークというのが、どういった内容なのか、どういう地域に対する仕掛けをお考えなのかと。

どんどんと地域の状況は大変になっていると思うんですけど、地域包括ケアの関係もあって、包括支援センターの会議には、私ども障害相談事業所もお呼びいただけるようになりまして、生活支援コーディネーターの方の御活躍なども見る機会がございますが、実際、地域住民の担い手は結構民生委員さんにかかなり重荷が掛かっているなど。参加者の顔ぶれがやっぱりそういう感じなものですから、こうしたところで何か、どのような担い像があるのかということをお聞きできたらと思いました。

(地域包括ケア課長)

お答え申し上げます。

確かに民生委員さんには、いろいろな場面で御活躍いただいております。大変助かっているところでございます。この要援護高齢者支援ネットワークでございますけれども、御記憶かもしれませんが、以前、富士見市で認知症の高齢者がリフォーム詐欺に遭ったということがございました。

それを受けまして、この要援護高齢者支援ネットワークができたわけですが、基本的な考えは、例えば新聞配達の方ですとか、東京ガス、東京電力さん、こういった仕事上、高齢者と接する機会の多い、そういったお仕事をされている方に対して趣旨を説明させていただいて、見守り、見回り、こういった役割を担っていただきたいということで、県で策定、設置をしたところでございまして、現在のところ全ての市町村で、このようなネットワークができてございます。

例えば県で入っていただいている構成員では、県社協さんをはじめ老施協さんでありますとか、もちろん民生委員・児童委員協議会。さらに民間では先ほど申し上げました新聞販売組合、東京電力、ガス協会。また銀行関係では、埼玉りそな銀行さんとか、武蔵野銀行さん。それと日本水道協会。また、郵便、ゆうちょ関係です。こういった団体の方に入っていただいております。

全ての市町村で設置をされておりますので、その中でいろいろ聞いたところによりますと、例えば新聞配達の方が、新聞がすごいたまっで全然はけていないということを経営者に連絡をして、地域包括から警察にいて、現地を確認して助けたといったような事例もございますので、こういったネットワークは非常に重要だと思っております。今後もこのネットワークの充実に努めていきたいと思っております。以上です。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

民生委員さんのお立場で、どうぞ。奥富委員、よろしく願います。

(奥富委員)

ただいま民生委員の話が出てまいりましたので、意見を述べさせていただきます。

先ほどもお話がございましたが、あと7年後には団塊世代がちょうど75歳になり、目に見えているのは高齢者の一人暮らしと、高齢者のみの世帯の問題増ということになってまいります。

民生委員の仕事の中に、高齢者世帯調査があり、当然、一人暮らしの高齢者の方、それから高齢者だけで生活している方の中で、いろいろと問題を抱えている方の相談に乗るわけですが、それぞれの家庭の中で、ほかに知られたくないような内容、生活苦からDVの問題までいろいろあるわけですね。そのために民生委員には守秘義務が課せられているわけです。

そういう相談に乗ると、民生委員は、しょっちゅう訪問をしなければならない。要するに、夜でも何でも電話が来たりすることがありますので、そういう面で大変だなということになるわけですが。この地区でこういう問題があって、こういうふうに、今動いているんだという話はできません。

現実には、かなり多くの仕事は民生委員に来ます。例えば最近、福祉委員というのを各地域で作って、福祉活動を皆さんで協力して行いましょうということですが、必ず民生委員の方にも協力を願いたいということなんですね。

福祉委員制度が先に出てしまっていて、すみません協力をお願いしますということになると、今よりもさらに仕事が増えてしまいます。それこそ福祉関係はみんな民生委員にと。頼みやすいんですね。民生委員は、一斉にぱあっと動きますので頼みやすいことは分かります。

よくとれば、それだけ地域から頼られているんだなということになるんですが、なかなか、民生委員から見れば、自分が頼られているん

だなということよりは先に、どうしてこんなに忙しいんだろうとなり  
ますので、その点を御理解いただければと思っています。

民生委員制度も御存知のように大正6年から始まって、平成29年  
が制度創設100周年になり、東京ビッグサイトに全国から1万を超  
える民生委員の人を集め、天皇、皇后両陛下御臨席の下にお祝いした  
わけですが、各地区の民生委員の方々の発表を聞いておりまして、  
やはり地域の中で民生委員がこれだけ頼られているんだという、また、  
これだけ活動してきましたという発表が多々ございました。

民生委員の方は、それだけ頑張っておりますので、できれば仕事を  
減らしてもらいたい。増やすことは簡単ですけども、いったん決まっ  
てしまったものを減らすというのは大変難しいんですね。特に自治会  
との関係もありますので、民生委員が手を引いてしまうと、自治会が  
困ってしまうような場合があります。そうなると、ちょっと大変です。

高齢者の定義は65歳以上になっておりますけども、65歳以上で  
一人暮らしの方のところを訪問に行っている民生委員が70歳超えてい  
ます。こういう状況ですので、後期高齢者の75歳というところを、  
ぜひ目安にして、75歳以上の方についていろいろとお手伝いさせて  
もらえれば。そうすると民生委員の仕事も少しは減っていくのではな  
いかと思いますので、ぜひ御検討と御理解のほどをお願いしておきた  
いと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(大久保委員長)

大変現実的なお話でありがとうございます。

今のことに関連して、どなたか続けて御意見等ございますか。はい、  
お願いいたします。

(松本委員)

本当に民生委員さんに何でもいきます。民生委員さんと自治会長が  
いなくなると、日本社会が崩壊すると思うんですけど、当市でも最  
初に介護保険制度のいろんなアンケートを採るとき、民生委員さんに  
回っていただいたのですが、あまりに荷が重かろうということで、御  
存知の方がおられるかもしれませんが、介護予防サポーターなど、専  
門のサポーターを養成して、なるべく専門のサポーターで担えるところ  
は、どんどん民生委員さんを外してお願いしています。

介護予防サポーター、認知症サポーター、それから食育サポーター  
などのボランティアに担ってもらうようなことを幅広くし、その方々  
が実は将来民生委員の予備軍としても機能していくということを狙っ  
ています。

やはり担い手の視点というと、どうしても介護福祉士等になります

が、民生委員をはじめとするボランティア的な担い手の視点というのが、計画の中に入ると、もしかしたら、それが回り回って将来の人材確保にもつながるのではないかと思いながら話を伺わせていただきました。意見です。

（大久保委員長）

大変貴重な御意見でありがとうございます。

地域の中の必要な事柄を少し整理していかないと、おそらく全部を地域に落としてくるというのが今の流れになっていますので、その担い手といったときに非常に幅が必要になってくる。仕事の質、量や幅を少し整理をされた上で、民生委員にほんとうにお願いすべきことは何かを考え、ちょっとした研修でできることは他の方にお願いするなど、地域の必要な事柄を階層化をするというような御提案だったかと思います。ありがとうございます。

ほかに何か。はい、どうぞ。

（奥富委員）

先ほど、高齢者の話をさせていただいたんですが、民生委員に守秘義務の下にいろいろな相談が回ってくる中に、障害者の方の問題があります。精神的な障害や知的障害など、いろいろあるわけですが、お母さん方にしても、自分の子ども、または親族が精神的な問題とか、知的な問題とかで悩んでいるということをおそらく知られたくないという方が多いんですね。

それぞれ市町村の中で、障害者団体の組織があると思いますが、その団体に登録する、参加を申し出る人というのは非常に少ないんです。

障害を持たれている方は、障害者団体になかなか登録をしてもらえない傾向があります。

私の市では、そういうこともあって、民生委員の役員会、要するに会長会と、市の各障害者団体の代表者が集まった連合会があるんですが、その代表者の方だけの間で意見交換会を持って、それぞれの障害者団体の方からいろんな問題などを出してもらっています。

（奥富委員）

今のところは、基本的には、顔見知りになりましょう、お友達になりましょう、この二つなんです。どこかで会ったら、「やあ、こんにちは」とか、「あ、どうも、元気？」で、気兼ねなく、どこで会ってもあいさつができるような、雰囲気をつくっていくのが一番いいんじゃないのということをやっているわけですね。

ほんとに自分の子どもがここにいることを、ぜひ知っておいてほしいと思っている。皆さん、親が亡くなった後のことを、まず心配する

んです。話をしていると、その話がよく出てきます。ですから、どうしても、いろんな人に知っておいてもらいたいんですけども、それを全部公にされてしまっては困るということもあるわけです。

でも、ある団体のお母さんは、ほんとに私たちもびっくりしたんですが、子どもについての、いろんな癖とか、いろいろな連絡というか、知っておいてほしい内容が書いてある、その紙の右上にお子さんの顔写真が貼ってあるものを作っているんです。要するに、顔を知ってくださいということなんですね。だから、ほんとに親御さんの気持ちは十分分かるんです。

民生委員の仕事について、先ほど市長さんからもお話がありましたこと、ありがたいと思っております。ぜひ、簡単にお手伝い願えるところに、守秘義務が絡まないところにおいては、ぜひ協力体制をつくっておいていただければと思います。7年後の団塊の世代が75歳になったときのことを考えますと、民生委員は、ぞっとするような状況ですので、ぜひお考えのほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(大久保委員長)

どうもありがとうございます。

地域福祉の全体のまとめをおっしゃっていただいたようなところがあつたと思ひますけれども、少し障害者の話が出ておりましたので、残りの時間、少しになりましたけれども、こちら側の先生方、委員の先生方、障害者支援計画骨子案のところ、御意見等、ほかの計画でももちろん結構ですが、はい、どうぞよろしくお願ひします。

(小西委員)

さっきの高齢者支援計画に、戻つてよろしいでしょうか。

感想なんですけれども、計画骨子案をいただいたときに異次元の高齢化と書いてあつて、ドキツとしたんですけれども、私自身、前期高齢者に属しておりまして、それを実感しております。

近くではボランティア活動をしていたり、活躍している人がたくさんいるんですけれども、中でも、市で、寝込まないようにと体操教室を開催するんですけど、そこまで行くことができない、行きたいんだけど行けない。あと、スーパーが閉まつてしまつて、買い物に行けないという人が、かなりいるんですよ。そういう人たちの支援は、どのように。やっぱり民生委員さんに頼むんでしょうか。

(大久保委員長)

大変なことになってしまう。そうですね。はい、いかがでしょうか、買い物等の代理について。

(地域包括ケア課長)

資料の7ページになりますが、生活支援体制の整備という中で、日常生活の、例えば、ちょっとしたサービス、掃除ですとか、調理ですとか、もちろん移動の話も、この生活支援体制の整備に入ってきます。

埼玉県内でも、まだこの生活支援体制の中で移送のサービスを行っている市町村は、そんなに多くございません。ですので、ここに計画として位置づけしております。また、市町村のほうでも、地域包括ケアシステムを進める上で、生活支援体制の整備というのが非常に重要というふうに、県も市町村も思っておりますので、今の移動も含めて、この生活支援体制の中で進めていきたいと思っております。

(大久保委員長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(栗原委員)

奥富委員さんにお聞きしたいと思います。

私の地域は、自治会長の推薦で民生委員さんを選出しています。いま現在800所帯からあるんですけども、二人だけなんです。それは、増やせないんでしょうか。民生委員さんをもう一人なり、二人なり、増やせないんでしょうか。

(大久保委員長)

こちらは事務局でお答えをいただいたほうが正確かと思えます。

(社会福祉課長)

社会福祉課長でございます。

民生委員の定数につきましては、3年に一度、一斉改選というのを行わせていただいております。直近ですと、昨年12月が一斉改選だったんですけども、一斉改選の前に、各市町村に御意見を、お伺いをさせていただいて必要な民生委員の方、どのくらいですかということをお聞きし、その内容をよく踏まえまして、定数の改正を行うということを常にやっておりますので、今どちらの市の方かお聞きはしておりませんが、今の改選で800世帯ということになりますと、二人ですと一人400世帯ということですよ。かなり、これは多いというふうには思われます。

ですので、その辺、よく、それぞれの市の状況を、お聞きをさせていただいて必要であれば改正に向けて、こちらのほうで適切な対策を取っていけるというふうを考えております。

(大久保委員長)

あと、お手を上げていただいた方。まず、隣へ行っていただけたら。

(遠井委員)

高齢者支援計画に、また戻らせていただきますけども、医療に関しては在宅においても、施設入所においても、関連がものすごく重要だと思っています。

その中で高齢者施設においては、今後看取りが当たり前の時代が来ると思うんですが、何が問題かというところ、お医者さま（嘱託医）の関連がなければ看取りがなかなかできないこと。条件が整わないと無理という中で、お医者さまだけではなく、看護師も正看がいなければいけないというような条件が重なってきてしまっています。

看護師の配置基準としては問題がなくても、准看では駄目という環境で、看護師協会とも相談をしながら、なるべく正看さんを集めるよう考えてはおるんですが、特養へはなかなか正看さんが来てくれないという状況があります。国では看取りをやらなければいけない、認知症問題も含めて、今後は当たり前であるという環境になると思います。看取りは絶対必要だと思っています。

施設は家庭、生活の場であり、看取りをやって当たり前と思いますが、介護報酬が下がっており、加算を取らざるを得ない環境の中で、加算を取るためには、その条件をクリアしなければいけないので、こうした条件をもう少し緩和できないのかということをお国へも上げていただきたい。

正看で常勤でなければいけない、それを非常勤でもできないか。ドクターが協力するならば、そこは、もう問題ないというような、何らかのカタチが取っていけるといいなと考えています。

埼玉県において、特養はまだまだ、これから建つというお話ですが、例えば人口によるのか、それとも圏域で考えられているのか。当法人のあります北本市に今期の計画の中で、1施設建つ予定があるという情報がありました。人口が6万弱の市に、もうすでに従来型が2施設、ユニットが3施設あります。

そこに、新たに100床のユニットができるという計画。やはり、まだ待機者がいて、今後、後期高齢者が増えていくという状況がもうそこまで来ているという中で、建てなきゃいけない状況は分かりますが、今その計画の中にある施設が他の施設から200メートルぐらいの距離にあります。例えば認可するとき、そういう条件も考えて配慮してくれているのかということもお聞きしたいことです。

それから、看取りに関して、看取りというよりも、入所を待機している方の中には、療養型に入ることが望ましいのではないかなというふうな方たちがたくさんいらっしゃると思います。国は、療養型はもう無くす

と言っているの中で、県の計画の中には、老健を建てるというようなお話があるんですが、老健はたぶん介護報酬の関係で、医療費が掛かるような方たちは、なかなか入れないとも伺います。

その方たちが特養に入所しも、入りました、すぐ入院です、となっても入院を病院が受けてくれないというような、いろんな環境があるので、その辺に関しても、医療分野や厚労省関係等、そういったところも含めて、相談していただきたい。現場を本当に知ってほしいと思います。これは現場の意見ということでお願いしたいと思います。

(大久保委員長)

どうもありがとうございました。

なかなか県一つで、単体で解決がしづらいところですが、問題点として意識していただけるということで、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。それではお待たせしました、山根委員。

(山根委員)

埼玉県障害者支援計画で質問させていただきます。

6ページの2、2番の(1)番の二つ目の丸のところ、障害者の、「障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、地域生活支援拠点の整備を進める市町村を支援」等となっているんですけど、この地域生活支援拠点というのは、いわゆる、その後の暮らしの拠点となる施設の整備を支援していくという機関でしょうか。

以前そのような状況の方から、御相談をいただきました。特養と同じように非常に待っている方がいらっちゃって、なかなか順番が来ない。緊急を要しているんですけども、どうしたらいいかという相談だったんですけども、ある市に相談にいったところ、高齢者と違って絶対的にその数が増えていくというわけではないので、施設は増やしていく考えはないというような御意見でした。

整備を進めていくというふうに前向きに考えている市町村というのが、どのくらいあるのかということと、県として、それを進めるというのであれば、どのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。

それから7ページの「医療的ケアが必要な障害者が適切な支援を受けられるよう、保健、福祉、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を促進」とございますけども、連携を促進というのは、どういうことなんでしょうか。今までやっていなかったから、やってきましょうということなのか、強化しましょうということなのか、それとも協議体をつくるというような、一歩踏み込んだものになるのかをお聞かせいただきたいと思います。

あと、もう一点ありました。8ページの3の就労を進める、就労に向けた支援のところで、「発達障害に特化した就労支援計画（機関）を設置」というところで、以前、私たち単独で東京都の就業、職業訓練の学校などを視察させてもらったんですが、最近は精神障害の方が非常に増えているということで、その枠を拡大しようと思っていると教えてもらいました。また、今度は事業者側で、障害者雇用に積極的に取り組まれている方も、やはりその雇用について、もっと拡大できるように考えているんだということでした。最近では、そういった需要が増えているようなんですけれども、その精神障害の方に対する支援体制というのは、どうなのかお聞かせいただきたいと思います。

（大久保委員長）

3点いただきました。6ページ、地域生活支援拠点の整備に関する御質問と、それから7ページ、医療的ケア児の関連機関の連携の促進の内容、それから最後が、ただいまの精神障害の方々の就労支援でしたね。

（山根委員）

はい。

（大久保委員長）

よろしく願いいたします。

（障害者支援課長）

障害者支援課長の和泉でございます。

まず地域生活支援拠点についてですが、こちらは、一つの大きな施設をつくるということではなくて、「親亡き後」を見据えまして居住支援のための機能を、その地域の実情に応じた創意工夫によって、地域全体で支える体制をつくりましょと、そういった内容でございます。

例えば、その拠点で何を行うかといいますと、相談事業、親元からの自立についての相談や、地域で生活するための相談を受けたり、また、一人暮らしやグループホームで体験をするような機会を提供したり、もしくは緊急時の受け入れということで、短期入所や、緊急時に受け入れるための体制をつくるなど。それから、また、そのような受け入れをするためには、人材の確保や、養成など、そういったことも必要ですので、専門性を高めるためのものとか。生活の地域の体制をつくるというのは、そういうソフト事業的なものになります。

例えば既存の入所施設や、グループホームにこのような機能を付加したり、もしくは幾つかの事業所が連携して、このような機能を持ったり。また、全てを実施するのは難しいので、部分的に実施したり、

そういったところを市町村で検討していただいて、整備を進めるという状況でございます。

こちらのほうは、国のほうの計画をつくる指針でございますけれども、今度30年から32年の計画期間中に各市町村ごとに一つ、または圏域で、広域的に一つ整備すると。そういった目安が定められておりますので、現在、市町村でどのように整備していくかというのを検討しているところでございます。

それから次に医療的ケアの関係ですけれども、保健、福祉、教育など、さまざまな関係機関との連携を促進ということになっておりますけれども、例えば具体的にいいますと、その市町村の自立支援協議会といった場で、こういったことを協議していく。そういった場をどんどんつくって行って、その中でいろんな施策を検討していくという意味の促進ということでございます。2件目については以上でございます。

(障害者福祉推進課長)

それでは3点目を、障害者福祉推進課長から御回答いたします。

精神障害者の方の就労となると、かなり苦勞が多いところなのかなというふうに思います。それで、まずやらなければいけないのは、精神障害者の方というのは長い間入所している方が多いということで、地域へ出てもらうことに、まず力を入れさせていただいているところです。

それから、では、地域に出てきていただいて、その方が就労するときになんかということですが、今年度から、産業労働部になりますけれども、職業能力開発センターで精神障害者の方を対象とした職業訓練というのでも始め出したところです。

それから、委員も御案内のとおり、今後、企業の就労、障害者の法定雇用率が今度上がりますけれども、その中には精神障害も入ってまいります。

身体障害者の方と比べて、精神障害者の方となると不安定なところもあるというようなことを企業の方等からもお聞きすることがございます。そういったところはございますけれども、なるべく精神障害者の方もソフトランディングで、地域の中で生きていけるような。それというのは、ただ地域の中で共生するということだけじゃなくて、企業の中でも場が、活躍の場があるべきなのかなという方向で、県のほうでも考えているところです。以上です。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

それでは、先ほど、お手を挙げた方。はい、お願いいたします。

(前原委員)

質問じゃないんですけど、先ほどの民生委員のお話など、いろいろ聞いている中で、実は今日、この委員会に出るとき、この資料をいろいろ読んだり、説明を聞きながら、自分が抱えているものと、自分がいろんな方たちから聞いている問題をどうやって、この制度につなげていくのか、つなげていけるものはどうなのかというのを、もやもやしなながら聞いていたものですから、いや、なかなか大変だなという感想を持ったわけなんです。

先ほどの民生委員さんのお話も聞きながら、自力で生活できない人を政府が助ける必要はないみたいな部分が、根底のところにあるのではないのかなという、これは私の意見ですけど、それに基づいて、現場に直面している人たちは一生懸命頑張っている図があるんだなと思うんですね。

実際問題、先ほど2020年の高齢化で、団塊の世代が一人暮らしの高齢者、というふうに、実際今もそういう状態を抱えているわけですよ。

それと、もう一つは、育児をされている方が介護もしなくちゃいけないという状況の中で、どれだけ制度が現実にあったものになっていくのか。そのために、やっぱりきちんと自分も勉強していかなくちゃいけないし、県のほうも頑張っていたいただきたいなと思います。

現場をもっと知ってほしいという意見がありましたが、現場、現状に合ったかたちでやっていただけたらなという感想というか、悲鳴みたいな感じですよ。よろしくお願いします。

(大久保委員長)

ありがとうございます。ぜひ反映をしていただければと思います。はい、お願いいたします。

(黒崎委員)

また高齢者の方に戻って申し訳ないんですが、資料9ページの3介護保険施設等の整備(1)特養等の整備の最後です。今年6月の介護保険法改正で、介護療養型医療施設が介護医療院に変わることが示され、介護療養型医療施設は来年3月末をもって廃止されるはずでしたが、また6年延びて平成36年までということになりました。6年間かけて、今の介護療養施設が介護医療院に変わるなり、医療療養施設に変わるなり、回復期リハなどに転換するかは分かりませんが、支援計画の中に、介護医療院へ転換と書いてあるのですが、転換するために県の方で何か補助を出されるとか、具体的にどんなことをされるか、もし分かりましたらお教えいただきたいなと思います。

(高齢者福祉課長)

高齢者福祉課長でございます。

黒崎委員のお話のとおり、平成29年度末で廃止予定だったんですけど、6年延長ということになりまして、いろいろな補助金があるのではないかということなんですけど、今の段階では、国の議論の中では、そういった話は出てないんですけども、今後とも国のいろいろな審議会等の情報収集をしっかりとってまいりたいと思っております。

(大久保委員長)

ありがとうございます。

石川委員さん、よろしいですか。

(石川委員)

私が思っていることを一言いうと、3計画ともに、やはり仕組みをつくるということが非常に大事だと思います。奥富委員がおっしゃっていた民生委員も、私どもの社協も、どういう人たちがどこに課題を抱えているかという、点というか、課題を持った人たちをどうキャッチするかというのが非常に大事だと思います。そうすれば、それをつなげる、あるいは、ネットワークで支えることができるので、それをどうキャッチするのかということが、一番大切なんだろうと思っています。

県社協では、市町村社協にコミュニティーソーシャルワーカー等を配置して、いろんな相談に応じたりしておりますし、県から受託を受けています町村部分の生活困窮者自立支援制度につきましては、各町村役場の方々の、例えば水道課や税務課で、うちの町のこの人と、この人と、この人が、こういう課題があって税も滞納してますし、いろいろありますよというのを把握しているんですね。

あるいは、和光市さんが一番素晴らしいのは、高齢者の計画をつくるときに、全部の住民の75歳以上は全部しっかり調査するんです。それでリスト化して、この人にはこういう課題があるんだと把握されていて、施策を打っていくということやっていますので、県の計画はそれまでを書くことはできないんですけども、そういうキャッチする、ウォッチする仕組みというのを上手に市町村につくってもらう、あるいは、それを県がサポートするということが大事なのかなと思っております。感想です。よろしく申し上げます。

(大久保委員長)

ありがとうございました。大変貴重な御指摘だと思います。

それでは、少し時間を過ぎておりますが、では、一つということでは

締めをお願いいたします。

(中屋敷委員)

今日はどうしてもっていうところが一つあって、実は今、特別支援学校の件で、先生の虐待に当たるかもしれないという相談を受けているんですよ。共に育ち共に学ぶ教育の推進という中で、結局、その子どもたちは学校にいる間は教員に委ねられるわけじゃないですか。その委ねられている側が、僕はしっかり出来上がってないんじゃないかという印象を持っているところがあるわけなんですね。

合理的な配慮というものを、最も求められる障害のあるお子さんたちに対しての、県としてのスタンスみたいなものが、福祉と教育が横串を通した中で、しっかりやっていかないと、大変なことになるのではないかと私は感じています。今、いい方向に向かいつつありますけれども。

福祉の計画だからというのは理屈としては分かるんですけど、やはり、あらゆる介在する部局なりというものが、きちんと連携を図っていくということが、どうしても必要になると思うんですけど、その辺の見解を伺いたいです。

(障害者福祉推進課長)

では、障害者福祉推進課長からお答え申し上げます。

実は昨日、「みんな幸せ・共生社会のつどい」というのを川口で実施いたしました。これは地元の障害団体の方、県全域の障害者団体、それから特別支援学校、それから、主催の知事、御来賓では地元の県議さんなど、とにかく市町村の方も出て、皆さん一緒になって共生社会に向けて頑張りましょうという大会を開きました。ここでは、特別支援学校の先生ももちろん一緒に、われわれ知事部局と協働してやっていただいております。

それから障害者のスポーツでも、特別支援学校の先生方には、非常に頑張っていていただきまして、県全体のスポーツ大会は熊谷で毎年秋にやっておりますが、あまり開催が少ない地域でやった際にも、県全体でやっている先生方がわざわざ、その地域まで来ていただいて、御支援いただくといったようなこともやっております。

今委員におっしゃっていただいたとおり、学校サイドと知事部局とで、関係的にはだんだん連携できているのかなと感じておりますけれども、一部そういう方がいるというのであれば非常に残念なところではあります。ただ、学校にいるということと、地域にいるということ、要は子どもときと大人ときで、障害者に対する施策、方針が違っていいのかということ、決してそんなことはなくて、一緒にやっていくのが共生社会の実現につながると思っていますので、今後も教育局と連携しながら、しっかりと進めてまいりたいと思っています。以

上です。

（大久保委員長）

どうもありがとうございました。

少し時間を延長してしまいましたけれども、それぞれ非常に大事な御指摘、御意見、御質問等いただきまして、ありがとうございました。この辺りで審議を終了させていただきたいと思います。事務局におかれましては、ぜひ本日の皆さま方の貴重な御意見を生かしていただきまして、それを踏まえていただいた計画案の作成に務めていただければと考える次第でございます。

ここから、たぶん3年というのは、これまでの3年以上に、非常に大きく地域福祉の大きな法改正と、制度改正が予測されているところですので。キーワードが幾つも出ていたと思いますので、その辺りも踏み込んで、生かしていただければというふうに願う次第でございます。

これをもちまして、私のほうの司会を事務局のほうに返させていただければと思います。皆さま、御協力ありがとうございました。

【終】